

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事要旨）

（開催要領）

- 1 日時 令和3年11月5日（金）14:33～14:52
- 2 場所 永田町合同庁舎7階703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

- 委員 阿曾 沼 元博 医療法人社団滉志会社員・理事
委員 安藤 至大 日本大学経済学部教授
委員 中川 雅之 日本大学経済学部教授

<提案者>

- 渡辺 学 北九州市企画調整局地方創生推進室特区担当課長
小濱 隼人 北九州市企画調整局地方創生推進室特区担当係長
原口 壘華 北九州市企画調整局地方創生推進室主任

<事務局>

- 黒田 紀幸 内閣府地方創生推進事務局参事官
喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 北九州市から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の提案内容
- 3 閉会

○喜多参事官 本日は、10月15日に北九州市から再提案があったスーパーシティに関する規制改革の提案について、提案内容の具体化等のためにヒアリングを実施いたします。

資料の取扱いですが、北九州市からの提出資料は公開、規制所管省庁からの回答は暫定版であるため非公開予定です。

また、本日の議事については公開予定です。

それでは、議事進行を阿曾沼委員にお願いいたします。

○阿曾沼委員 本日は、お忙しい中御参加いただきましてありがとうございます。

進め方ですが、まず北九州市から7～8分程度の規制改革の再提案について御説明をいただいた上で、その後、委員から質疑がございますので、それについてお答えいただくということにしたいと思っております。よろしくお願いたします。

それでは、北九州市、御説明をよろしくお願いたします。

○渡辺課長 北九州市の企画調整局の渡辺と申します。よろしくお願ひいたします。

今回、北九州市から追加という形で2件、規制改革を提出しておりますので御説明をいたします。

まず1点目は、環境グリーン成長に関連する提案で、都市公園における太陽光発電施設に関する占用許可基準の規制改革です。

資料の1ページを御覧ください。北九州市は2050年までにカーボンニュートラル社会を目指す「ゼロ・カーボンシティ」を昨年10月に表明しております。引き続き産学官民が連携して、洋上風力発電の推進や再エネ最大普及と蓄電池による安定化、それから、CO2フリー水素の製造、供給拠点化等に取り組んでいく所存でございます。

この中で、市役所の率先実行として、2025年までに全公共施設を再エネ100%化するという計画を作っております。太陽光発電、蓄電池を第三者所有方式で導入していきます。具体的には公共施設の屋根や敷地を太陽光や蓄電池の設置場所として第三者に提供し、そこで発電・蓄電した再エネを公共施設で自ら利用するという事で、初期コスト不要の安定・安価な電力供給システムを構築してまいります。この公共施設の中に都市公園も含まれます。

また、スーパーシティを申請している東田地区にある東田大通り公園は先端技術実証パークとして様々な企業へフィールド提供をしたいと考えております。

この二つの流れから、今回、都市公園において第三者所有方式、公園占用許可が必要になりますが、この方式で次世代型の太陽光発電設備の立地可能性を実証・実装したいと考えております。

資料の2ページを御覧ください。今回の提案で設置したい太陽光発電設備ですが、NEDOなどの支援を受けまして、市内企業等の研究チームが開発した円筒型の太陽光発電になります。従来の無機結晶系の材料ではなくて、曲げることが可能な材料を利用しております。蛍光灯のようなガラス管の中に丸めて封入できるもので、従来型の平板型と比較しますと、太陽光をどの角度からでも受けて発電できるので、単位面積当たりで約1.5倍の発電量がある。それから、軽くてさらに耐久性が高い。また、この特性を生かして垂直設置だとか、骨組みさえあれば、水平設置も可能という特長がございます。

現状、都市公園に太陽光発電設備を設置する場合の占有許可基準、都市公園法になりますが、これは従来の平板型が想定されておりました。本来の公園機能を損なうことがないように既設の建築物に設置し、かつ当該建築物の建築面積を増加させないことということが施行規則で規定されております。

今回、次世代型の円筒型太陽光発電設備を活用すれば、面的なスペースを必要としない垂直設置が可能になりますし、水平設置も建物の屋根ではなくて、骨組みさえあれば可能となるため、ひさしとして利用するなど下部空間が有効活用できます。

そこで、今回次世代型の新技術を活用して、都市公園の機能を損なう恐れがない太陽光発電設備を設置する場合は、既設の建築物以外の場所にも設置することができる占用許可

を可能とするよう規制改革を提案します。

以上が1点目です。

続きまして、2点目の提案ですが、資料の4ページを御覧ください。本市のスーパーシティ構想で掲げるダイバーシティの推進に関しまして、高い日本語能力を有する外国人材の就職に関する在留資格の規制改革です。

中央左のポンチ絵部分を御覧ください。現在、日本の大学・大学院や短大に在籍して卒業した留学生、あるいは下の流れになりますが、海外の大学・大学院を卒業して日本の日本語学校に在籍して卒業した留学生、こういった方が日本企業への就職を希望する場合、本人の専攻分野、あるいは母国語を生かした業務に従事する場合は在留資格、技術・人文知識・国際業務、よく技人国と呼ばれますが、この在留資格の取得が可能となっております。

しかしながら、特に文系の留学生なのですが、求人との兼ね合いもありまして、この技人国の在留資格の取得が難しいため、2年前の2019年に日本語能力試験1級などを持つ留学生を対象として、日本語を用いた円滑な意思疎通など幅広い業務に従事可能な在留資格、特定活動46号というものが新しく創設されております。しかしながら、この特定活動46号を取得できる要件は、現在、日本の大学・大学院を卒業の場合に限定がされております。したがって、日本の短大を卒業した方、あるいは海外大学を卒業した後、日本にやってくる日本の日本語学校を卒業した方、こういった留学生は日本語能力試験1級などの高い日本語能力があっても、この在留資格の取得が認められておりません。

そこで今回、スーパーシティ申請地区であります東田地区は、現状約6,000人が既に就労されております。日本人も含めて働き手がいらっしゃいますが、さらに来年春にオープン予定のアウトレットモールでは、小売りや飲食などの分野を中心に新規雇用が約2,000人以上を予定されております。アフターコロナに向けた観光、商業、教育拠点として、海外インバウンド対応だったり、あるいは語学スタッフの採用ニーズ、それから、近隣に留学生が多数在籍する大学やJICAなどの国際協力機関がありますので、在住外国人への対応ニーズがこの地区にはあります。

そこで今回、日本の短大を卒業、あるいは海外大学を卒業して来日、日本の日本語学校を卒業した留学生についてもN1などの高い日本語能力があれば、特定活動46号の取得を可能とする。この規制改革を提案いたします。

これによりまして、日本で就職を目指して来日する優秀な外国人留学生を増加させ、日本語能力の高い優秀な外国人材の幅広い分野での活躍を推進、市内就職率の向上による地方創生とダイバーシティ推進を図ってまいります。

以上が2点の規制改革でございます。当初4月に提案内容も含めまして、是非ともスーパーシティにおいてスピード感のある規制改革を実現したいと考えておりますので、よろしくお願いたします。以上でございます。

○阿曾沼委員 御説明ありがとうございました。

それでは、委員の方から御質問はございますでしょうか。

中川委員、いかがでございましょうか。

○中川委員 では、私のほうから1点、円筒型太陽光モジュールの設置を可能にしますというお話で、これ自身は非常に興味深いし、公園の機能を阻害しないというような意味でも、私は、提案の合理性に納得する部分がございます。おそらく公園部局としても、これについては個々に判断をするような形で判断が行われることになるのではないかなと思っております。

そのときに、これを設置することの意味みたいなものについてお話しいただく必要があると思うのですが、これを設置することの意味というのは、そもそも新しい技術である円筒型太陽光発電を設置するということであって、別に自然由来のエネルギーをどこかに永続的に供給するとか、そういうことではないと、公園の管理に使うとか、そういうことではないと思ってよろしいのでしょうかという質問が一つです。

もう一つは、私は、これは個別の判断で認められる可能性が高いのではないかなという気もしているのですが、もしもここの東田大通り公園というものが先端技術実証パークだとしたら、このような新しい技術を実験するたびに規制改革の提案が次々に出てくるということになるのでしょうか。だとすると、今回の提案というのは、多分非常に寿命の短い実証実験をする間だけの占用許可だとすると、仮設物の許可ということになりますので、そのハードルは低いものではないかなと思います。むしろ先端技術を実証するために繰り返し現れてくるようなものについて、どのような手当をするのかということについて、どのようにお考えでしょうかという質問をさせていただければと思います。

私からは以上です。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

それでは、よろしく願いいたします。

○渡辺課長 まず一つ目の御質問からお答えします。これは新技術なので、実証場所を企業が探されているということが一つあるのですが、ちょうどカーボンニュートラルの流れを受けまして、市の公共施設は前倒しで2025年までに電力を再エネ100%にするという方針を北九州市の方で定めておりますので、これを実現するには、九州は九州電力になりますが、再エネプランを契約すれば済む話ではあるのですが、できる限り自分のところの土地で再エネ電力を発電して蓄電して利用する。そして、足りない分は外部から再エネ電力を買ってくるという方針で進めております。

ただ、公共施設に太陽光パネルを載せることはもちろんできるのですが、従来もやってきたのですが、やはり初期投資がかかりますので、今、地域電力も作っておりますので、今の方針としては、いわゆる屋根貸しみたいな形で公共施設の屋根を貸して、ここで太陽光パネルを第三者に設置してもらって、そこで発電した電気は市が契約します、買い取りますという流れを考えておりまして、そうすると、公園も同様に、公園はトイレぐらいは建物の屋根があるので、そのほかは太陽光を設置できるところが現行法

はありませんので、もう少し太陽光パネルの立地規模を増やそうと思ったら建物以外になってきます。

ここに円筒型を特に垂直設置すると、面ではなくて線になりますので、例えば柵の代わりだとか、色々な設置形態が今後考えられまして、ここでできる限り自前の再エネを増やしたい。それを第三者に発電してもらって買い取りたいという形になりますので、占用許可の基準をこの取組に適合するようにしていただきたいという趣旨で進めております。これはできるだけ自分の敷地内で再エネを発電したものを利用したいという思いがあります。

二つ目の質問で、個別判断で仮設物であれば許可が出るのではないかという話なのですが、これは公園部局とも話をしまして、確かに技術実証みたいな形で短期間設置するのであれば、現行の条例で規定した範疇で許可は出せるだろうけれども、先ほど申し上げたとおり、これは実証を皮切りとして、基本的には公園の電力を再エネに置き換えていきたいという思いがありますので、これは1年とかいう短期間ではなくて、実証がうまく行けば、長期にそのまま据え置きたいという思いがあってやっておりますので、ここも仮設で、調べたら1年間限定という規定になっておるのですが、これは実証がうまく行けば、そのまま残存させて実装まで見据えているということで、もう少し長期間続けていきたいと思っておりますので、ここは法改正を是非お願いしたいという思いでやっております。

以上でございます。

○中川委員 分かりました。ありがとうございます。

○阿曾沼委員 他にございますでしょうか。

私のほうから、特定活動46号は、就業場所を指定しなくてはいけないなど、いくつかの条件がありますが、今回この資格者としては、日本の短期大学、海外という以外の改革項目、要求はないという理解でよろしいですか。特定活動46号についてもいくつかの条件というのはありますね。技人国とは違って就業の幅も広いですし、色々な形の特典というのはあると思うのです。派遣などできないと認識していますけれども、それについては別に今のままだでも構わないという認識でよろしいでしょうか。

○渡辺課長 お答えします。この東田地区で新しくアウトレットモールだとか、英語村みたいな設備も出来ますので、そこに外国人採用ニーズがあるだろうと思っております、ガイドラインで示されている、ここに例示しておりますが、飲食店での勤務だったり、小売店の勤務、こういったところはガイドラインどおりの就労内容及び就労場所を考えております。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

それから、N1の資格というのは比較的客観的に判断ができるというところだと思いますが、海外の大学・大学院の卒業ということの認証に関しては、卒業証書以外に必要な書類を求めるなどのルール設定は何かお考えでございましょうか。

○渡辺課長 今、現行法でも海外の大学を出ている方で、日本語がある程度しゃべれて内定を得られた場合には、入国管理局で技人国申請をしたら許可が下りておりますので、お

そらくその添付書類としては母国の大学の卒業証明書、学士、あるいは修士等の証明が添付されていればいいということになっていると思いますので、そのエビデンスについては従来どおりでよろしいかなと考えております。

○阿曾沼委員 ありがとうございます。

他の委員の方から御質問はございますでしょうか。

それでは、時間も過ぎておりますので、これでヒアリングを終了したいと思います。本日はありがとうございました。